

(第 56 期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 56 期
報 告 書

平成 30 年 4 月 1 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで

名古屋中小企業投資育成株式会社

事業報告

〔平成30年4月 1日から
平成31年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国経済をはじめとした世界経済の着実な成長を背景に緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米国の保護主義やブレグジット等、不透明な国際情勢が続いており、海外経済の変調に留意が必要な状況となっています。

このような状況の下、当社は中小企業とベンチャー企業の双方から信頼と満足を得られる業務運営に一層注力し、地域経済を支え、わが国の将来を担う企業に対し、自己資本の充実と健全な成長発展を支援すべく、積極的に投資・育成活動を行ってまいりました。

当事業年度における主な業務実績は次のとおりであります。

投資業務につきましては、新規投資 12 件 3 億 6 千 8 百万円、再投資 12 件 1 億 3 千 8 百万円、合計 24 件 5 億 6 百万円の投資を実行した結果、当事業年度末の投資残高は 539 社、142 億 7 千 4 百万円となりました。

育成業務につきましては、公正中立な株主機能を果たしつつ、投資先企業の経営課題解決のための経営分析やコンサルテーションに一層注力したほか、海外展開支援として米国テキサス州への海外視察を実施しました。また、採用活動支援としては、投資先企業限定の合同企業説明会「ミライ発見就職フェア」の開催のほか、投資育成会社 3 社の投資先企業を掲載対象とする新卒採用ポータルサイト「投資育成キャリアナビ」を開設し、投資先企業に

幅広くご活用いただいています。

業績につきましては、投資先企業からの配当金収入は増加したものの、前期ほどの大型の売却案件がなかったため株式売却益が大幅に減少し、営業収益は30億9千2百万円（前期比44.2%）、経常利益は23億3百万円（前期比37.4%）、当期純利益は20億2千3百万円（前期比44.9%）となりました。

当事業年度中の資金調達状況について特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

中小企業においては、円滑な経営承継、人材確保などの諸課題に加え、グローバル化の進展など、対応すべき喫緊課題が山積しております。このような状況の中、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展に資すること」を通じて社会に貢献することを基本方針とし、今後も政策実施機関として、投資と育成の両面からサポートできる体制をさらに強化してまいります。

投資業務においては、金融機関、中小企業支援機関、税理士等専門家との連携を一層深め、将来性のある中小企業や高い成長性が期待できる有望ベンチャー企業の発掘に努めるとともに、柔軟な資本政策の提案などにより投資の拡大に努めてまいります。

育成業務においては、投資先企業の経営権の安定や経営承継支援に加え、後継者・経営幹部をはじめとする人材育成、中小企業施策に関する情報提供、海外展開やM&A、ビジネスマッチングなど経営課題解決のためのサポートに一層注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社事業に対し、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 投資実績及び投資残高の推移

区 分	第 5 3 期		第 5 4 期		第 5 5 期		第 5 6 期	
	(28/3 期)		(29/3 期)		(30/3 期)		(31/3 期)	
	社	百万円	社	百万円	社	百万円	社	百万円
新 規 投 資	20	460	16	390	17	628	12	368
再 投 資	5	46	6	153	10	205	12	138
合 計	25	507	22	544	27	833	24	506
投 資 残 高	541	13,844	539	13,649	541	14,175	539	14,274

(注) 投資残高は投資育成株式・転換社債・新株引受権付社債・新株予約権付社債の当事業年度末残高（時価法適用前）であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 3 期		第 5 4 期		第 5 5 期		第 5 6 期	
	(28/3 期)		(29/3 期)		(30/3 期)		(31/3 期)	
営業収益（百万円）	1,851		11,280		7,003		3,092	
経常利益（百万円）	924		10,312		6,162		2,303	
当期純利益（百万円）	897		7,777		4,506		2,023	
1 株当たり当期純利益（円）	2,271		19,686		11,406		5,120	
総資産（百万円）	31,262		43,825		49,248		48,855	
純資産（百万円）	28,155		37,558		43,965		44,403	

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。

(5) 主要な事業内容

当社は昭和 38 年 11 月、中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に基づいて設立され、中小企業の増資新株・設立新株及び新株予約権付社債等の引受け、ならびに投資先企業のコンサルティングを行うことが主たる事業内容であります。

(6) 主要な事業所

本 社 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 16 番 30 号

(7) 従業員の状況

当社の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
36 名	+5 名	39 歳 11 ヶ月	11 年 0 ヶ月

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数（普通株式） 600,000 株

(2) 発行済株式の総数（普通株式） 395,080 株

(3) 当期末株主数 92 名

(4) 所有者別状況

区 分	株 主 数	持 株 数	構 成 比
	名	株	%
地 方 公 共 団 体	6	88,702	22.4
名 古 屋 商 工 会 議 所	1	35,000	8.9
金 融 機 関	48	175,243	44.4
保 険 会 社	13	30,974	7.8
事 業 会 社 等	24	65,161	16.5
合 計	92	395,080	100.0

(5) 上位 10 名の株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への 出資状況（出資割合）
	持 株 数	出 資 割 合	
	株	%	
愛 知 県	44,352	11.2	な し
名 古 屋 商 工 会 議 所	35,000	8.9	な し
名 古 屋 市	22,176	5.6	な し
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	19,958	5.1	な し
株式会社三菱UFJ銀行	19,754	5.0	な し
株式会社みずほ銀行	19,753	5.0	な し
株式会社三井住友銀行	19,359	4.9	な し
株式会社りそな銀行	19,349	4.9	な し
株式会社大垣共立銀行	14,989	3.8	な し
日本生命保険相互会社	14,026	3.6	な し

(6) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項 平成 31 年 3 月 31 日現在

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
岡谷 篤一	取締役社長	岡谷鋼機(株) 代表取締役社長
五十嵐 健二	常務取締役	
田中 義人	取締役	業務第二部長、営業推進室長
田邊 望	取締役	業務第一部長、成長支援室長、(株)投資育成総合研究所取締役
鈴木 康男	取締役	総務部長、情報システム室長、(株)投資育成総合研究所取締役
森岡 仙太	取締役	愛知県副知事
堀場 和夫	取締役	名古屋市副市長
小川 秀樹	取締役	名古屋商工会議所専務理事
土江 文誉	監査役	(株)投資育成総合研究所 監査役
畔柳 昇	監査役	(株)名古屋証券取引所 参与
野原 強	監査役	(一社)名古屋銀行協会 専務理事

(注1) 取締役森岡仙太、堀場和夫及び小川秀樹の3氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役土江文誉、畔柳昇及び野原強の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人 東海会計社

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬の額	千円 3,360
公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額	—
合計	3,360

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

<業務の適正を確保するための体制>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、中小企業投資育成株式会社法（以下、「投資育成会社法」という。）をはじめとする法令・定款を遵守することが、企業存続に最も重要な課題のひとつであると認識しており、全役職員が公正で高い倫理観に基づき、誠実に行動するよう徹底しています。
- ②事業の運営状況等については、投資育成会社法に定められた経済産業大臣による監督及び同大臣に対する報告・届出、並びにそれぞれ閣議決定された平成14年4月26日付「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び平成17年12月24日付「行政改革の重要方針」に基づくインターネット上での情報開示などの業務プロセスを通じて、取締役・使用人の職務執行が法令・定款の規定から逸脱することのないよう業務執行しています。
- ③法令及び定款等に反する行為が発生もしくはそのおそれがある場合、常勤監査役または総務部長を窓口として、職員等からの相談や通報を受ける体制を整備しています。

④社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、不当・不法な要求を拒絶するとともに取引関係を含めた一切の関係を遮断しています。また、これら反社会的勢力に対しては外部専門機関と連携のうえ、毅然とした態度で組織的に対応しています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会・常勤取締役会その他の重要な会議での意思決定に関する記録やその他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書保存規程」に基づき、適切に管理しています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役は、リスク管理のための体制や施策を整備する権限と責任を有し、総務担当役員は、当社のリスク管理に対する取組を横断的に推進します。

②投資事業におけるリスクを管理するため、社内規程に基づき常勤取締役会が投資の可否を決定します。また、業務担当部門が投資先企業の経営状態を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行います。

③情報漏洩等のリスクについては、「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護基本規程」等の社内規則により、これを未然に防止する体制を整えています。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①意思決定機関として、取締役会のほか、常勤役員で構成する常勤取締役会を開催し、意思決定を迅速化しています。

②中期経営計画及びその具体的施策を策定し全社的な目標を定めるとともに、各事業年度においてその目標達成に向けた事業計画を策定しています。各取締役はそれぞれ担当する部門の効率化を図るなど目標への取組に注力するとともに、上記機関により随時その進捗状況をチェックしています。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、定期的に経営会議を開催し、子会社の社長より、業務執行状況について報告を受け、子会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行っています。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスク管理のための体制や施策について、子会社を含めて横断的な整備を行っています。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規則、職務権限規程等の社内規則に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、効率的な業務執行が行われる体制を取っています。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役、監査役が子会社の取締役及び監査役を兼任し、取締役会において業務の適正を確保するとともに、子会社の業務を所管する部門と連絡の緊密化を行うなどにより、子会社の法令遵守及び業務の適正を確保しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、合理的な範囲で配置するものといたします。

②監査役は、監査役を補助すべき使用人に対する人事考課・異動・懲戒について、取締役意見に意見を述べるができるものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為等につきすみやかに監査役に報告するものといたします。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報に関する規則に明記しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の見査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理するものといたします。監査役は通常の見査費用以外に、緊急の見査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、総務担当役員に事前に通知するものといたします。

(10) その他監査役の見査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、社内における重要会議に出席し、代表取締役その他の取締役から業務執行状況の報告を受けているほか、適宜取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

②必要に応じて、弁護士、公認会計士等外部の専門家に相談できる体制を確保しております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

中小企業投資育成株式会社法および事業に関する規則に基づき、社内掲示板等を用いて、事業目的・業務運営指針の浸透や法令・定款順守への向上を図る取り組みを行っている他、常勤監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧を行うことにより、見査の実効性の向上に努めております。

6. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,847,066	流動負債	93,712
現金及び預金	13,806,153	未払金	28,099
有価証券	300,000	未払法人税等	11,359
前払費用	11,836	前受金	2,119
未収収益	4,557	預り金	7,652
未収入金	25,779	前受収益	3,916
未収還付法人税等	693,012	賞与引当金	36,108
未収還付消費税等	5,716	役員賞与引当金	3,501
その他	9	その他	954
固定資産	34,008,391		
有形固定資産	32,170		
建物	3,592		
車両	4,363		
器具備品	23,674	固定負債	4,358,076
土地	540	退職給付引当金	103,203
無形固定資産	3,773	役員長期未払金	2,722
電話加入権	462	繰延税金負債	4,252,151
ソフトウェア	3,310		
投資その他の資産	33,972,447	負債合計	4,451,789
イ.投資育成有価証券	27,349,268	純 資 産 の 部	
投資育成株式	27,930,488	株主資本	34,759,899
投資育成新株予約権付社債	179,194	資本金	4,300,800
投資損失引当金	△760,414	利益剰余金	30,459,099
ロ.その他	6,623,179	利益準備金	1,075,200
投資有価証券	6,558,302	その他利益剰余金	29,383,899
関係会社株式	11,300	別途積立金	26,200,000
破産更生債権等	61,316	繰越利益剰余金	3,183,899
長期前払費用	2,705		
敷金	41,682	評価・換算差額等	9,643,768
その他	9,188	その他有価証券評価差額金	9,643,768
貸倒引当金	△61,316	純資産合計	44,403,668
資産合計	48,855,457	負債純資産合計	48,855,457

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで〕

(単位：千円)

営業収益		
投資育成株式配当金	1,269,026	
投資育成新株予約権付社債利息	3,849	
投資育成株式売却益	1,745,733	
経営指導料	32,451	
その他	41,315	3,092,376
営業費用		
一般管理費	779,164	
投資育成株式売却損	5,513	
投資育成株式評価損	51,999	
投資損失引当金繰入額	△76,047	
経営指導費	17,180	
業務委託費	41,737	819,547
営業利益		2,272,829
営業外収益		
受取利息、有価証券利息及び配当金	13,106	
事務受託料	5,135	
受取出向料	13,440	
その他組合投資収益	5,717	
雑収入	1,313	38,713
営業外費用		
その他の投資事業組合投資損失	8,204	
雑損失	2	8,206
経常利益		2,303,335
特別損失		
固定資産除却損	13	13
税引前当期純利益		2,303,322
法人税、住民税及び事業税		280,173
当期純利益		2,023,149

株主資本等変動計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本 合計
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,300,800	1,075,200	22,200,000	5,555,829	28,831,029	33,131,829
当期変動額						
剰余金の配当				▲ 395,080	▲ 395,080	▲ 395,080
別途積立金積立			4,000,000	▲ 4,000,000	—	—
当期純利益				2,023,149	2,023,149	2,023,149
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額						
当期変動額合計	—	—	4,000,000	▲ 2,371,930	1,628,069	1,628,069
当期末残高	4,300,800	1,075,200	26,200,000	3,183,899	30,459,099	34,759,899

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	10,833,253	10,833,253	43,965,083
当期変動額			
剰余金の配当			▲ 395,080
別途積立金積立			—
当期純利益			2,023,149
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額	▲ 1,189,485	▲ 1,189,485	▲ 1,189,485
当期変動額合計	▲ 1,189,485	▲ 1,189,485	438,584
当期末残高	9,643,768	9,643,768	44,403,668

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(3) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物・・・定額法

その他・・・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び建物附属設備 3～39年

車両及び器具備品 4～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき計上しております。

また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資育成有価証券に係る損失の発生に備えるため、当社所定の基準により計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度末に在籍する従業員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計方針の変更

該当事項はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 107,839千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 474千円

短期金銭債務 9,231千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 41,737千円

営業取引以外の取引による取引高 5,135千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	395,080株	— 株	— 株	395,080株

2. 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月19日 定時株主総会	普通株式	395,080千円	利益剰余金	1,000円	平成30年3月31日	平成30年6月20日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度後となるもの
次の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	237,048千円	利益剰余金	600円	平成31年3月31日	令和元年6月20日

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	11,049千円
一括償却資産繰入限度超過額	96千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	31,580千円
長期未払金（役員退職金）	832千円
投資育成株式評価損	161,769千円
投資損失引当金否認	232,686千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	18,762千円
その他	6,314千円
繰延税金資産小計	463,088千円
評価性引当額	△463,088千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	4,252,151千円
繰延税金負債合計	4,252,151千円
繰延税金負債の純額	4,252,151千円

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等により運用しております。

投資育成有価証券は主として株式であり、上場株式については期末に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（注2を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,806,153	13,806,153	－
(2) 有価証券	300,000	299,913	△87
(3) 投資育成有価証券 その他有価証券	14,406,101	14,406,101	－
(4) 投資有価証券	6,413,132	6,415,962	2,830
合計	34,925,386	34,928,129	2,743

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券はすべて短期金融商品であり、これらの時価については、証券会社が提示したものによっております。

(3) 投資育成有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、証券会社が提示したものによっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

以下に記載するものについては、価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表各項目には含めておりません。

- ・投資育成有価証券のうち、非上場株式及び非上場会社の社債（貸借対照表計上額13,703,581千円）
なお、当該項目については、個別に投資損失引当金760,414千円を設定しております。
- ・投資有価証券（貸借対照表計上額145,170千円）
- ・破産更生債権等（貸借対照表計上額61,316千円）
なお、当該項目については、個別に貸倒引当金61,316千円を設定しております。

VIII 賃貸用不動産に関する注記

該当事項はありません。

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	年間取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	(株)投資育成総合研究所	(所有)直接100%	コンサルティング、研修会業務の委託	・業務委託	41,737	未払金	9,231
				・事務受託	5,135	未収入金	474

(注1) 表中の年間取引金額につきましては、消費税抜きの金額で表示しております。また、当事業年度末残高につきましては消費税込みの金額で表示しております。

X 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 112,391円59銭
- 1株当たり当期純利益 5,120円86銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年 5月15日

名古屋中小企業投資育成株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 塚本 憲司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安島 進市郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋中小企業投資育成株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月22日

名古屋中小企業投資育成株式会社 監査役会

社外監査役（常勤）	土江文誉	印
社外監査役	畔柳昇	印
社外監査役	野原強	印

投資の状況

平成31年3月31日現在

●年度別投資実行状況

種類	期別	第54期 (29/3期)		第55期 (30/3期)		第56期 (31/3期)		設立以来の 投資累計	
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
新規 投資	株 式	16	390	15	528	11	356	736	21,502
	新株予約権付社債等	-	-	2	100	1	12	394	14,244
	小 計	16	390	17	628	12	368	1,130	35,746
再 投 資		6	153	10	205	12	138	440	7,669
合 計		22	544	27	833	24	506	1,570	43,415

(注) 新株予約権付社債等の「設立以来の投資累計」欄には、転換社債及び新株引受権付社債を含んでおります。

●投資残高推移

種類	期別	第54期 (29/3期)		第55期 (30/3期)		第56期 (31/3期)		設立以来の 投資累計	
		社	百万円	社	百万円	社	百万円	社	百万円
株 式		527	13,317	533	13,902	533	14,034	736	21,502
新株予約権付社債等		12	331	8	273	6	239	394	14,244
合 計		539	13,649	541	14,175	539	14,274	1,130	35,746

(注) 新株予約権付社債等の「設立以来の投資累計」欄には、転換社債及び新株引受権付社債を含んでおります。

●県別投資残高社数推移

県	期別	第54期 (29/3期)		第55期 (30/3期)		第56期 (31/3期)		設立以来の 投資社数累計	
		社	社	社	社	社	社	社	社
愛 知 県		299	301	298	669				
岐 阜 県		62	64	65	148				
三 重 県		50	51	52	86				
富 山 県		61	60	59	101				
石 川 県		63	61	61	100				
そ の 他		4	4	4	26				
合 計		539	541	539	1,130				

●業種別投資残高社数

業 種	社数(社)	業 種	社数(社)
製 造 業	297	建 設 業	50
電 気 機 器	21	卸 売 業	111
輸 送 用 機 器	40	運 輸 業	9
そ の 他 の 一 般 機 械	45	小 売 ・ 飲 食 店	14
非 鉄 金 属 及 び 金 属 製 品	48	不 動 産 業	9
織 維	18	サ ー ビ ス 業	49
化 学	23	〔 ソフトウェア業	9
食 料 品	16	〔 その他のサービス	40
印 刷	18		
そ の 他 の 製 造	68	合 計	539

プロフィール

■ 会社概要

- ・ 商号／名古屋中小企業投資育成株式会社
(略称「投資育成」)
Nagoya Small and Medium Business
Investment & Consultation Co., Ltd
(略称「SBIC Central Japan」)
- ・ 代表者／取締役社長 岡谷 篤一
- ・ 設立／1963年11月18日
- ・ 所在地／〒450-0003
名古屋市中村区名駅南一丁目
16番30号(東海ビル7階)
TEL (052) 581-9541 FAX (052) 583-8501
<https://www.sbic-cj.co.jp/>
- ・ 資本金／43億80万円
- ・ 営業エリア／愛知・岐阜・三重・富山・
石川の中部5県

■ 子会社の会社概要

- ・ 商号／株式会社投資育成総合研究所(略称「投育総研」)
- ・ 代表者／取締役社長 山口 靖雄
- ・ 設立／1994年12月21日
- ・ 所在地／〒450-0003
名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
(東海ビル7階)
TEL (052) 581-9545 FAX (052) 583-8501
- ・ 資本金／10百万円
- ・ 事業内容／経営および技術の指導
(コンサルティング、マネジメント&テクノロジー
研修会、ビジネスカレッジなど)

■ 姉妹会社等の概要

東京中小企業投資育成株式会社

- ・ 所在地／〒150-0002
東京都渋谷区渋谷3-29-22
(投資育成ビル)
TEL (03) 5469-1811 FAX (03) 5469-5875
<http://www.sbic.co.jp/>

◆ 沿革 ◆

- 1963(S38) 中小企業投資育成株式会社法に基づき、資本金10億円で設立
- 1965(S40) 転換社債の引受け業務を追加
- 1978(S53) 投資先から初の株式上場企業誕生
- 1983(S58) 資本金43億80万円に増資
- 1984(S59) ベンチャービジネスに対する投資業務を追加
- 1986(S61) 特別民間法人化
新株引受権付社債の引受け業務を追加
- 1989(H1) 設立新株の引受け業務を追加
- 1994(H6) 株式会社投資育成総合研究所を設立
- 2005(H17) ベンチャー企業を対象とした名古屋投資育成第1号投資事業有限責任組合を組成
- 2006(H18) ベンチャー企業を対象とした名古屋投資育成第2号投資事業有限責任組合を組成
- 2011(H23) 投資先企業の累計社数1,000社を突破
- 2013(H25) 創立50周年
- 2014(H26) 投資先企業の株式上場社数40社に達する

大阪中小企業投資育成株式会社

- ・ 所在地／〒530-6128
大阪市北区中之島3-3-23
(中之島ダイビル28階)
TEL (06) 6459-1700 FAX (06) 6459-1703
<https://www.sbic-wj.co.jp/>

